

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	ピースカッターほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	28,366,800	令和5年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	灰クレーンバケットほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	40,150,000	令和5年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	巻上電磁ブレーキ（西淀工場）買入	産業用機器	(株)日立プラントメカニクス	5,500,000	令和5年7月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	触媒脱硝装置用部品（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	65,736,000	令和5年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	湿式有害ガス除去装置用部品1ほか39点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	10,153,000	令和5年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	ガスダクトヒーター用部品（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	2,508,000	令和5年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	加熱脱塩素化処理装置用部品1ほか5点（平野工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	15,034,800	令和5年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	スクレーパAほか41点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船（株）	14,139,180	令和5年8月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	固定火格子ほか7点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング（株）	17,326,100	令和5年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	じん芥クレーンバケット（八尾工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	31,900,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	荷重計部品1ほか2点（西淀工場）買入	産業用機器	(株)日立プラントメカニクス	7,205,000	令和5年9月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	ボイラー用肉盛溶接水管ほか1点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング（株）	67,628,000	令和5年9月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
13	ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか13点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	24,420,000	令和5年9月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッターほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するピースカッターほか1点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケットほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入予定の灰クレーンバケット・粗大クレーンバケットは、(株)福島製作所製であり、当該会社独自の技術により製作されたもので、(株)福島製作所が、灰クレーンバケット・粗大クレーンバケットを設計時より協議・調整のうえ本製品を作成したため、クレーン本体の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが熟知し、他社において製作は不可能である。

(2) 業者選定理由

本製品は(株)福島製作所が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品を(株)福島製作所に特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

巻上電磁ブレーキ（西淀工場） 買入

2 契約相手方

株式会社 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する巻上電磁ブレーキは、一般廃棄物処理施設のクレーン設備で焼却炉にごみを供給するため使用しているじん芥クレーンの一部品である。このクレーンは、株式会社日立プラントメカニクスの独自の技術により設計されたものである。また、本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、クレーン全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社日立プラントメカニクスのみである。したがって、株式会社日立プラントメカニクスの製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社日立プラントメカニクスが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社日立プラントメカニクスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

触媒脱硝装置用部品（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する触媒脱硝装置用部品は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された触媒脱硝設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 3 9 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

倉敷紡績 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入予定の湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 3 9 点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績 (株) により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品及び倉敷紡績 (株) と本多機工 (株) により開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いには倉敷紡績 (株) のみが行っているため、倉敷紡績 (株) 製の製品に指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、倉敷紡績 (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績 (株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

ガスダクトヒーター用部品（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するガスダクトヒーター用部品は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場加熱脱塩素化処理装置の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品 1 ほか 5 点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

日立造船株式会社

3. 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化处理装置用部品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用している日立造船株式会社製加熱脱塩素化处理装置の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

加熱脱塩素化处理装置用部品は日立造船株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

スクレーパAほか41点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するスクレーパAほか41点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

固定火格子ほか7点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する固定火格子ほか7点は、J F Eエンジニアリング株式会社の設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット（八尾工場）買入

2 契約の相手方

（株）福島製作所

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入するじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのもので（株）福島製作所で製作され、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

荷重計部品 1 ほか 2 点 (西淀工場) 買入

2 契約相手方

株式会社 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、一般廃棄物処理施設のクレーン設備で焼却炉にごみを供給するため使用しているじん芥クレーンの専用部品である。このクレーンは、株式会社日立プラントメカニクスの独自の技術により設計されたものであり、本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、クレーン全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社日立プラントメカニクスのみである。したがって、株式会社日立プラントメカニクスの製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社日立プラントメカニクスが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社日立プラントメカニクスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接水管ほか1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接水管ほか1点は、J F Eエンジニアリング（株）製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、J F Eエンジニアリング（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか13点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか13点は、日立造船株式会社設計・施工による東淀工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)